

目 次

令和3年3月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第2号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第3号	箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
3	議案第4号	箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第5号	箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第6号	箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第7号	箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第8号	箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第9号	箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第10号	箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第11号	箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第12号	令和2年度箱根町一般会計補正予算(第9号)
12	議案第13号	令和2年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
13	議案第14号	令和2年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
14	議案第15号	令和2年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第3号)

NO	議案番号	件名
15	議案第16号	令和2年度箱根町育英奨学金特別会計補正予算(第1号)
16	議案第17号	令和2年度箱根町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
17	議案第18号	令和3年度箱根町一般会計予算
18	議案第19号	令和3年度箱根町国民健康保険特別会計予算
19	議案第20号	令和3年度箱根町後期高齢者医療特別会計予算
20	議案第21号	令和3年度箱根町介護保険特別会計予算
21	議案第22号	令和3年度箱根町温泉財産区特別会計予算
22	議案第23号	令和3年度箱根町宮城野財産区特別会計予算
23	議案第24号	令和3年度箱根町仙石原財産区特別会計予算
24	議案第25号	令和3年度箱根町蛸川財産区特別会計予算
25	議案第26号	令和3年度箱根町温泉特別会計予算
26	議案第27号	令和3年度箱根町育英奨学金特別会計予算
27	議案第28号	令和3年度箱根町水道事業会計予算
28	議案第29号	令和3年度箱根町公共下水道事業会計予算
29	議案第30号	教育長の任命について
30	議案第31号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 4 号）について

別紙、令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 4 号）のとおり

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に一丸となって取り組んでいる町民へ感謝し、生活を応援するとともに、一段と厳しい状況に置かれている町内経済の回復を図るため、クーポン券を全町民に配布する予算について、既定予算を補正する必要性が生じたため、令和 2 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 2 月 5 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 4 号）

令和 2 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,706,797 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		831,433	110,700	942,133
	05 基金繰入金	828,933	110,700	939,633
歳入合計		13,596,097	110,700	13,706,797

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		4,110,132	110,700	4,220,832
	05 総務管理費	3,860,065	110,700	3,970,765
歳 出	合 計	13,596,097	110,700	13,706,797

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	箱エールクーポン券事業	113,050千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	831,433	110,700	942,133
歳入合計	13,596,097	110,700	13,706,797

2 歳入

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	814,957	110,700	925,657
計	828,933	110,700	939,633

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 企画費	608,424	110,700	719,124	0	0	0	110,700
計	3,860,065	110,700	3,970,765	0	0	0	110,700

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	4,110,132	110,700	4,220,832	0	0	0	110,700
歳出合計	13,596,097	110,700	13,706,797	0	0	0	110,700

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 財政調整基金繰入金	110,700	05 財政調整基金繰入金追加	110,700

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	813	05-46-01 箱エールクーポン事業追加……………	110,700
11 役務費	2,612	10-04 印刷製本費追加	813
18 負担金補助及び交付金	107,275	11-01 役務費追加	2,612
		18-91 交付金追加	107,275

議案第 3 号

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、町村議会議員及び
町村長の選挙において、選挙運動費用の一部を公費負担することが可能となっ
たことから、新たな条例を制定する必要があるので、本条例案を提出するもの
である。

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により箱根町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、箱根町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約

に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場

合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数（箱根町議会議員又は箱根町長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の8第1項の表法第142条第1項第7号のビラの数の中同表下欄に掲げる再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端

数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 4 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事した場合における感染症防疫作業手当の特例に関し、所要の改正を行うため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

25 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第 8 条の規定は適用しない。

（1）新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業、これらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずると認められる作業

（2）新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業、新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物件に接触して行う作業その他これらに準ずると認められる作業

26 前項の感染症防疫作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項第 1 号に掲げる作業 1 日（交代制勤務者にあつては、1 勤務。次号において同じ。）につき 4,000 円

（2）前項第 2 号に掲げる作業 1 日につき 3,000 円

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（感染症防疫作業手当の内払）

2 改正後の附則第 25 項及び第 26 項の規定を適用する場合においては、改正前の箱根町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された感染症防疫作業手当は、改正後の箱根町職員の給与に関する条例の規定による感染症

防疫作業手当の内払とみなす。

議案第 5 号

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

第 8 期介護保険事業計画の計画期間となる令和 3 年度から令和 5 年度までの期間に係る第 1 号被保険者の保険料率を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるため本条例案を提出するものである。

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例

箱根町介護保険条例（平成 12 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（保険料率）

第 5 条 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 37,200 円
- (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 52,080 円
- (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 55,800 円
- (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 66,960 円
- (5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 74,400 円
- (6) 次のいずれかに該当する者 89,280 円
 - ア 合計所得金額が 120 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 96,720 円
 - ア 合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 111,600 円
 - ア 合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 126,480円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 141,360円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 156,240円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 163,680円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,320円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,320円」とあるのは、「37,200円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,320円」とあるのは、「52,080円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

議案第 6 号

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）が令和 3 年 1 月 25 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年箱根町条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準(第196条—第202条)」を「第4節 運営に関する基準(第196条—第202条) 第10章 雑則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業

環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 32 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 32 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 34 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付

け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 39 条第 1 項中「構成される協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第 59 条の 17 第 1 項及び第 87 条において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 40 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 40 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 47 条第 1 項第 1 号中「専ら」を削り、「必要な数以上とする。」を「必要な数以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第 2 号中「必要な数以上とする。」を「必要な数以上」に改め、同項第 3 号中「専ら」を削り、「必要な数以上とする。」を「必要な数以上」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の 5 項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施

設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項及び第3項を次のように改める。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サー

ビス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第 56 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 57 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 59 条中「第 33 条から第 38 条まで、第 40 条及び第 41 条」を「第 32 条の 2 から第 38 条まで及び第 40 条から第 41 条まで」に、「第 33 条第 1 項及び第 34 条」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 33 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 59 条の 12 中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 59 条の 13 第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「構成される協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、

第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第 59 条の 20 の 3 中「、第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を加え、「第 34 条において」を「第 34 条第 1 項において」に、「第 34 条中」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「及び第 59 条の 13 第 3 項」を「、第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 59 条の 34 中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 59 条の 36 第 1 項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 59 条の 38 中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を加え、「第 34 条中」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 34 条第 1 項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第 59 条の 13 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 64 条第 1 項中「又は施設」の次に「(第 66 条第 1 項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 65 条第 2 項中「第 82 条第 7 項」の次に「、第 110 条第 9 項」を加える。

第 66 条第 1 項中「従事することができるものとする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第 73 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 80 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を加え、「及び第 34 条」を「、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「「認知症対応型通所介護従業

者」と」の次に「、第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を加える。

第 82 条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 83 条第 3 項中「第 111 条第 2 項」を「第 111 条第 3 項」に改める。

第 87 条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 100 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 101 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画(法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の町介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 108 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「第 40 条、第 41 条」を「第 40 条から第 41 条まで」に、「及び第 34 条」を「、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「とあり、並びに第 59 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」」を削り、「「第 5 章第 4 節」と」の次に「、第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を加える。

第 110 条第 1 項中「を除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 110 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。第 111 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第 113 条第 1 項中「1 又は 2」を「1 以上 3 以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2)」に改め、同項ただし書を削る。

第 117 条第 7 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のため御措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条に見出しとして「(従業者の員数)」を付し、同条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 158 条第 6 項中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 163 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第 163 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第 163 条の 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 168 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 169 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 169 条に次の 1 項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 171 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 175 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 177 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条」の次に「、第 40 条の 2」を、「関する規程」と、」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 180 条第 1 項第 1 号ア(イ)中「おおむね 10 人以下としなければならない」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

第 182 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 186 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 187 条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 187 条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 189 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条」の次に「、第 40 条の 2」を、「関する規程」と、」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 191 条第 11 項中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

第 202 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「第 40 条、第 41 条」を「第 40 条から第 41 条まで」に、「第 106 条まで」を「第 106 条」に、「及び第 34 条」を「、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に、「第 59 条の 13 中」を「第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 10 章 雑則

(電磁的記録等)

第 203 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 12 条第 1 項(第 59 条、第 59 条の 20、第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条及び第 202 条において準用する場合を含む。)、第 115 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 155 条第 1 項(第 189 条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第 7 条第 1 項中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)」に改める。

附則第 11 条から第 13 条まで、第 16 条及び第 17 条中「平成 36 年 3 月 31 日」

を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第59条の12(新条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、新条例第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項(新条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条に

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項(新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 7 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の2(新条例第189条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、新条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3(新条例第189条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、新条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 9 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、新条例第175条第1項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係

る経過措置)

- 10 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第2項第3号(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

議案第 7 号

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）が令和 3 年 1 月 25 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年箱根町条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）」を「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）」を第5章 雑則（第91条）に改める。」

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項中「ものとする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他

の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の町介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「関する規程」と、の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「を除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を

加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「関する規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第 91 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 14 条第 1 項（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）及び第 76 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」と

あるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第31条第2項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 8 号

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改
正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）が令和 3 年 1 月 25 日に公布され、
同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があ
るので、本条例案を提出するものである。

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平
成 26 年箱根町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準(第35条)」を「第
第

7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準(第35条) に改める。
8章 雑則(第36条) 」

第 4 条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、
必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の
措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、
法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用
し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観
点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言
動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環
境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけ
ればならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、
利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非
常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい

う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第35条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 9 号

箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）が令和 3 年 1 月 25 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準(第33条)」を「第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準(第33条) 雑則(第34条)」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「求めることができること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができ

るものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、町からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する」を削り、「第6条第1項」を「同条第1項」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第21条（新条例第33条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第21条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 10 号

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）が令和 2 年 6 月 10 日に公布され、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年箱根町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 270 号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）等が公布されたことに伴い、国民健康保険料基礎賦課額の所得割額の算定及び減額の基準について所要の規定の整備等を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」を加える。

第 11 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 17 条の 4 第 1 項第 1 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第 2 項中「地方税法第 313 条第 3 項」と」の次に「、「110 万円」とあるのは「125 万円」と」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の 2 第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 11 条、第 17 条の 4 及び附則第 2 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第12号

令和2年度箱根町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度箱根町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,808千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,812,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月24日提出

箱根町長 勝俣浩行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 町税		6,381,000	△614,600	5,766,400
	05 町民税	926,100	△5,700	920,400
	10 固定資産税	4,562,900	△258,900	4,304,000
	30 入湯税	713,400	△350,000	363,400
20 地方消費税交付金		400,000	△7,000	393,000
	05 地方消費税交付金	400,000	△7,000	393,000
40 使用料及び手数料		530,244	△150,000	380,244
	05 使用料	339,835	△120,000	219,835
	10 手数料	187,918	△30,000	157,918
45 国庫支出金		1,646,295	144,382	1,790,677
	05 国庫負担金	210,063	43,760	253,823
	10 国庫補助金	1,433,910	100,622	1,534,532
50 県支出金		423,716	187	423,903
	10 県補助金	234,445	187	234,632
60 寄付金		886,838	5,000	891,838
	05 寄付金	886,838	5,000	891,838
65 繰入金		942,133	251,239	1,193,372
	05 基金繰入金	939,633	251,239	1,190,872
80 町債		1,414,900	476,600	1,891,500
	05 町債	1,414,900	476,600	1,891,500
歳 入	合 計	13,706,797	105,808	13,812,605

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		4,220,832	12,155	4,232,987
	05 総務管理費	3,970,765	12,155	3,982,920
15 民生費		1,689,588	561	1,690,149
	05 社会福祉費	1,075,358	561	1,075,919
20 衛生費		1,262,242	93,092	1,355,334
	05 保健衛生費	415,438	93,092	508,530
歳 出	合 計	13,706,797	105,808	13,812,605

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
20 衛生費	05 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	92,386千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎施設等整備事業	千円 86,700	証書借入または、 証券発行 事業の進捗その 他の都合により、 起債前借または、 翌年度に繰り越し て借り入れること ができる。	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他 の場合にはそ の債権者との 融通条件によ る。 ただし、町財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、また は、繰り上げ 償還もしくは 低利債に借り 換えることが できる。
防災行政無線整備事業	24,000			
総合保健福祉センター 整備事業	91,800			
清掃第1プラント 施設維持管理事業	46,500			
町道箱1号線他5路線 道路整備事業	77,700			
橋りょう長寿命化 改修事業	12,600			
救急業務高度化 推進事業	27,900			
消防車両整備事業	28,300			
湯本分署建設事業	450,400			
公民館整備事業	322,400			
総合体育館整備事業	246,600			
減収補填債	—			
調整債	—			
特別減収対策債	—			
猶予特例債	—			
計	1,414,900			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 86,700	証書借入または、 証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者との融通 条件による。 ただし、町財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、また は、繰り上げ償還 もしくは低利債に 借り換えることが できる。
24,000	事業の進捗その 他の都合により、 起債前借または、 翌年度に繰り越し て借り入れること ができる。		
91,800			
46,500			
77,700			
12,600			
27,900			
28,300			
450,400			
322,400			
246,600			
115,900			
49,100			
40,000			
271,600			
1,891,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 町税	6,381,000	△614,600	5,766,400
20 地方消費税交付金	400,000	△7,000	393,000
40 使用料及び手数料	530,244	△150,000	380,244
45 国庫支出金	1,646,295	144,382	1,790,677
50 県支出金	423,716	187	423,903
60 寄付金	886,838	5,000	891,838
65 繰入金	942,133	251,239	1,193,372
80 町債	1,414,900	476,600	1,891,500
歳入合計	13,706,797	105,808	13,812,605

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	4,220,832	12,155	4,232,987	0	0	5,000	7,155
15 民生費	1,689,588	561	1,690,149	12,385	0	0	△11,824
20 衛生費	1,262,242	93,092	1,355,334	91,200	0	△30,000	31,892
30 観光費	1,451,588	0	1,451,588	23,382	0	△15,000	△8,382
45 教育費	1,654,298	0	1,654,298	17,602	0	△91,618	74,016
歳出合計	13,706,797	105,808	13,812,605	144,569	0	△131,618	92,857

2 歳入

(款) 05 町税

(項) 05 町民税

目	補正前の額	補正額	計
05 個人	670,700	△2,000	668,700
10 法人	255,400	△3,700	251,700
計	926,100	△5,700	920,400

(款) 05 町税

(項) 10 固定資産税

05 固定資産税	4,501,500	△258,900	4,242,600
計	4,562,900	△258,900	4,304,000

(款) 05 町税

(項) 30 入湯税

05 入湯税	713,400	△350,000	363,400
計	713,400	△350,000	363,400

(款) 20 地方消費税交付金

(項) 05 地方消費税交付金

05 地方消費税交付金	400,000	△7,000	393,000
計	400,000	△7,000	393,000

(款) 40 使用料及び手数料

(項) 05 使用料

30 観光使用料	83,330	△15,000	68,330
45 教育使用料	159,551	△105,000	54,551
計	339,835	△120,000	219,835

(款) 40 使用料及び手数料

(項) 10 手数料

20 衛生手数料	179,637	△30,000	149,637
計	187,918	△30,000	157,918

(款) 45 国庫支出金

(項) 05 国庫負担金

20 衛生費国庫負担金	904	43,760	44,664
計	210,063	43,760	253,823

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

15 民生費国庫補助金	22,571	1,235	23,806
20 衛生費国庫補助金	11,922	47,440	59,362
45 教育費国庫補助金	9,643	12,530	22,173

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 現年度分	△2,000	01 現年度分更正減	△2,000
05 現年度分	△3,700	01 現年度分更正減	△3,700

05 現年度分	△258,900	01 現年度分更正減	△258,900

05 現年度分	△350,000	01 現年度分更正減	△350,000

05 地方消費税交付金	△7,000	05 地方消費税交付金更正減	△7,000

05 観光使用料	△15,000	15 ジオミュージアム観覧料更正減	△5,000
		20 箱根湿生花園入園料更正減	△10,000
20 社会教育使用料	△105,000	15 箱根関所観覧料更正減	△105,000

05 清掃手数料	△30,000	15 ごみ処理手数料更正減	△30,000

05 保健衛生費国庫負担金	43,760	10 接種対策費国庫負担金追加	43,760

05 社会福祉費国庫補助金	485	15 地域生活支援事業等国庫補助金追加	373
		75 後期高齢者医療制度円滑導入事業費国庫補助金	112
15 児童福祉費国庫補助金	750	75 保育対策総合支援事業費国庫補助金	750
05 保健衛生費国庫補助金	47,440	50 接種体制確保事業臨時国庫補助金追加	47,440
03 教育総務費国庫補助金	12,330	20 公立学校情報機器整備費国庫補助金	12,330
15 幼稚園費国庫補助金	200	20 教育支援体制整備事業費交付金	200

(款) 45 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
72 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金	99,628	39,417	139,045
計	1,433,910	100,622	1,534,532

(款) 50 県支出金
(項) 10 県補助金

09 民生費県補助金	33,352	187	33,539
計	234,445	187	234,632

(款) 60 寄付金
(項) 05 寄付金

30 教育費寄付金	1,820	5,000	6,820
計	886,838	5,000	891,838

(款) 65 繰入金
(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	925,657	251,239	1,176,896
計	939,633	251,239	1,190,872

(款) 80 町債
(項) 05 町債

55 減収補填債	-	115,900	115,900
75 調整債	-	49,100	49,100
85 特別減収対策債	-	40,000	40,000
90 猶予特例債	-	271,600	271,600
計	1,414,900	476,600	1,891,500

(単位：千円)

節		金額	説明		
区分					
05	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	39,417	05	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加	39,417

05	社会福祉費県補助金	187	48	障がい者自立支援事業等県補助金追加	187

05	教育費寄付金	5,000	10	教育振興指定寄付金追加	5,000

05	財政調整基金繰入金	251,239	05	財政調整基金繰入金追加	251,239

05	減収補填債	115,900	05	減収補填債	115,900
05	調整債	49,100	05	調整債	49,100
05	特別減収対策債	40,000	05	特別減収対策債	40,000
05	猶予特例債	271,600	05	猶予特例債	271,600

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
70 諸費	27,800	7,155	34,955	0	0	0	7,155
75 財政調整基金費	708,332	5,000	713,332	0	0	5,000	0
計	3,970,765	12,155	3,982,920	0	0	5,000	7,155

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

10 心身障がい者福祉費	293,521	0	293,521	568	0	0	△568
50 後期高齢者医療費	187,036	561	187,597	112	0	0	449
計	1,075,358	561	1,075,919	680	0	0	△119

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	149,615	0	149,615	11,705	0	0	△11,705
計	613,603	0	613,603	11,705	0	0	△11,705

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

05 保健衛生総務費	91,220	892	92,112	0	0	0	892
10 予防費	50,344	92,200	142,544	91,200	0	0	1,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金利子 及び割引料	7,155	01-05-01 経常経費追加…………… (償還金利子及び割引料) 22-02 過年度過誤納還付金追加	7,155 7,155
24 積立金	5,000	01-05-01 経常経費追加…………… (積立金) 24-51 財政調整基金積立金追加	5,000 5,000

		財源振替	
		01-05-01 心身障がい者福祉経常経費……………	財源内訳更正
27 繰出金	561	05-01-01 後期高齢者医療特別会計繰出金追加…………… 27-01 繰出金追加	561 561

		財源振替	
		05-12-01 放課後児童健全育成事業……………	財源内訳更正
		05-25-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業……………	財源内訳更正

12 委託料	892	01-05-01 火葬料経常経費追加…………… (委託料) 12-51 小田原市斎場事務委託料追加	892 892
1 報酬	2,058	05-08-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業追加……………	1,000
3 職員手当等	3,245	18-01 負担金	1,000
4 共済費	351		
8 旅費	595	05-09-01 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事 業追加……………	91,200
10 需用費	2,757		
11 役務費	2,703	01-12 会計年度任用職員報酬	2,058
12 委託料	67,829	03-01 職員手当等	3,245

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10							
計	415,438	93,092	508,530	91,200	0	0	1,892

(款) 20 衛生費

(項) 10 清掃費

10 ごみ処理費	648,893	0	648,893	0	0	△30,000	30,000
計	846,558	0	846,558	0	0	△30,000	30,000

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

17 箱根湿生花園費	101,392	0	101,392	0	0	△10,000	10,000
25 ジオミュージアム費	54,079	0	54,079	0	0	△5,000	5,000
35 商工振興費	736,722	0	736,722	23,382	0	0	△23,382
計	1,451,588	0	1,451,588	23,382	0	△15,000	△8,382

(款) 45 教育費

(項) 05 教育総務費

10 事務局費	358,126	0	358,126	15,249	0	0	△15,249
計	360,397	0	360,397	15,249	0	0	△15,249

(款) 45 教育費

(項) 20 幼稚園費

05 幼稚園管理費	34,888	0	34,888	2,353	0	0	△2,353
計	34,888	0	34,888	2,353	0	0	△2,353

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び 賃借料	7,372	04-01 共済費	351
		08-02 費用弁償	595
18 負担金補助 及び交付金	5,290	10-01 消耗品費追加	1,966
		10-03 食糧費	272
		10-04 印刷製本費追加	479
		10-05 光熱水費	40
		11-01 役務費追加	2,703
		12-01 委託料追加	67,829
		13-01 使用料及び賃借料	7,372
		18-01 負担金追加	4,290

		財源振替	
		01-05-01 経常経費	財源内訳更正

		財源振替	
		01-05-01 経常経費	財源内訳更正
		財源振替	
		01-05-01 経常経費	財源内訳更正
		財源振替	
		05-93-01 中小企業等感染症対策事業	財源内訳更正

		財源振替	
		05-26-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業	財源内訳更正

		財源振替	
		05-15-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業	財源内訳更正

(款) 45 教育費

(項) 25 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 箱根関所費	94,912	0	94,912	0	0	△91,618	91,618
計	598,289	0	598,289	0	0	△91,618	91,618

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源振替
		01-01-02 職員給与費..... 財源内訳更正
		01-05-01 経常経費..... 財源内訳更正
		05-05-01 箱根関所整備事業..... 財源内訳更正
		05-10-01 箱根関所歴史文化推進事業..... 財源内訳更正
		05-13-01 箱根関所誘客宣伝事業..... 財源内訳更正

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)					
補正後	長 等	3	-	20,540	5,981 (4.45)	-	6,029	32,550	3,199	35,749	
	議 員	14	52,896	-	17,588 (4.45)	-	-	70,484	17,247	87,731	
	そ の 他 の 特 別 職	724	27,088	-	-	-	-	27,088	10,001	37,089	
	計	741	79,984	20,540	23,569	-	6,029	130,122	30,447	160,569	
補正前	長 等	3	-	20,540	5,981 (4.45)	-	6,029	32,550	3,199	35,749	
	議 員	14	52,896	-	17,588 (4.45)	-	-	70,484	17,247	87,731	
	そ の 他 の 特 別 職	724	27,088	-	-	-	-	27,088	10,001	37,089	
	計	741	79,984	20,540	23,569	-	6,029	130,122	30,447	160,569	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	490	176,087	1,295,661	1,014,520	2,486,268	444,681	2,930,949	
補正前	487	174,029	1,295,661	1,011,275	2,480,965	444,330	2,925,295	
比 較	3	2,058	0	3,245	5,303	351	5,654	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	36,882	-	50,201	303,932	215,466	2,069
	補正前	36,882	-	50,201	303,732	215,466	2,069
	比 較	0	-	0	200	0	0

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	児 童 退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,464	99,947	25,387	2,154	17,820
	補正前	1,464	96,902	25,387	2,154	17,820
	比 較	0	3,045	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
職員手当等	3,245	新型コロナウイルス ワクチン接種体 制確保事業	3,245	時間外勤務手当 3,045千円 期末手当(会計年度任用職員) 200千円	

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	152	176,087	—	14,370	190,457	26,287	216,744	
補正前	149	174,029	—	14,170	188,199	25,936	214,135	
比 較	3	2,058	—	200	2,258	351	2,609	

※本表の数値は、2 - (1) 総括の内数です。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額		
3. そ の 他	補正前の額	1,703,035	1,459,837	0	242,686	1,217,151
	補正額	0	0	476,600	0	476,600
	補正後の額	1,703,035	1,459,837	476,600	242,686	1,693,751
3. 減収補填債	補正前の額	14,488	9,950	0	4,538	5,412
	補正額	0	0	115,900	0	115,900
	補正後の額	14,488	9,950	115,900	4,538	121,312
6. 調 整 債	補正前の額	4,625	3,700	0	925	2,775
	補正額	0	0	49,100	0	49,100
	補正後の額	4,625	3,700	49,100	925	51,875
7. 特別減収対策債	補正前の額	-	-	-	-	-
	補正額	-	-	40,000	0	40,000
	補正後の額	-	-	40,000	0	40,000
8. 猶予特例債	補正前の額	-	-	-	-	-
	補正額	-	-	271,600	0	271,600
	補正後の額	-	-	271,600	0	271,600
合 計	補正前の額	6,968,948	7,561,280	1,414,900	866,023	8,110,157
	補正額	0	0	476,600	0	476,600
	補正後の額	6,968,948	7,561,280	1,891,500	866,023	8,586,757

議案第 13 号

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,395,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険料		227,042	△11,143	215,899
	05 国民健康保険料	227,042	△11,143	215,899
15 国庫支出金		-	6,685	6,685
	10 国庫補助金	-	6,685	6,685
25 県支出金		953,687	4,458	958,145
	05 県補助金	953,687	4,458	958,145
40 繰越金		7,650	15,000	22,650
	05 繰越金	7,650	15,000	22,650
歳 入 合 計		1,380,000	15,000	1,395,000

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
30 基金積立金		700	15,000	15,700
	05 基金積立金	700	15,000	15,700
歳 出	合 計	1,380,000	15,000	1,395,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険料	227,042	△11,143	215,899
15 国庫支出金	-	6,685	6,685
25 県支出金	953,687	4,458	958,145
40 繰越金	7,650	15,000	22,650
歳入合計	1,380,000	15,000	1,395,000

2 歳入

(款) 05 国民健康保険料

(項) 05 国民健康保険料

目	補正前の額	補正額	計
05 一般被保険者国民健康保険料	226,898	△11,143	215,755
計	227,042	△11,143	215,899

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

30 災害臨時特例補助金	-	6,685	6,685
計	-	6,685	6,685

(款) 25 県支出金

(項) 05 県補助金

15 保険給付費等交付金	953,687	4,458	958,145
計	953,687	4,458	958,145

(款) 40 繰越金

(項) 05 繰越金

10 その他繰越金	7,650	15,000	22,650
計	7,650	15,000	22,650

3 歳出

(款) 30 基金積立金

(項) 05 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 国民健康保険 運営準備基金 積立金	700	15,000	15,700	0	0	0	15,000
計	700	15,000	15,700	0	0	0	15,000

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 基金積立金	700	15,000	15,700	0	0	0	15,000
歳出合計	1,380,000	15,000	1,395,000	0	0	0	15,000

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
05 医療給付費現年度分	△7,397	01 医療給付費現年度分更正減	△7,397
06 後期高齢者支援金現年度分	△2,209	01 後期高齢者支援金現年度分更正減	△2,209
07 介護納付金現年度分	△1,537	01 介護納付金現年度分更正減	△1,537

05 災害臨時特例補助金	6,685	05 災害臨時特例補助金	6,685
--------------	-------	--------------	-------

05 保険給付費等交付金	4,458	05 特別交付金追加	4,458
--------------	-------	------------	-------

05 その他繰越金	15,000	05 その他前年度繰越金追加	15,000
-----------	--------	----------------	--------

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	15,000	01-05-01 国民健康保険運営準備基金積立金追加… (積立金)	15,000
		24-51 国民健康保険運営準備基金積立金追加	15,000

議案第 14 号

令和 2 年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度箱根町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 561 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 357,476 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 繰入金		174,241	561	174,802
	05 他会計繰入金	174,241	561	174,802
歳入	合計	356,915	561	357,476

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		2,168	561	2,729
	05 総務管理費	519	561	1,080
歳出	合計	356,915	561	357,476

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 繰入金	174,241	561	174,802
歳入合計	356,915	561	357,476

2 歳入

(款) 15 繰入金

(項) 05 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 一般会計繰入金	174,241	561	174,802
計	174,241	561	174,802

3 歳出

(款) 05 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 一般管理費	519	561	1,080	0	0	561	0
計	519	561	1,080	0	0	561	0

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 総務費	2,168	561	2,729	0	0	561	0
歳出合計	356,915	561	357,476	0	0	561	0

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
50 其他一般会計繰入金	561	05 其他経費繰入金追加 561

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	561	01-05-01 一般管理費追加…………… 561 (負担金補助及び交付金) 18-02 神奈川県町村情報システム共同事業組合 負担金追加 561

議案第15号

令和2年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和3年2月24日提出

箱根町長 勝俣 浩 行

第1表 歳入予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 介護保険料		301,683	△1,471	300,212
	05 介護保険料	301,683	△1,471	300,212
15 国庫支出金		285,684	1,471	287,155
	10 国庫補助金	67,620	1,471	69,091
歳 入 合 計		1,443,233	0	1,443,233

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 介護保険料	301,683	△1,471	300,212
15 国庫支出金	285,684	1,471	287,155
歳入合計	1,443,233	0	1,443,233

2 歳入

(款) 05 介護保険料

(項) 05 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
05 第1号被保険者保険料	301,682	△1,471	300,212
計	301,682	△1,471	300,212

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

45 介護保険災害等臨時特例 国庫補助金	-	965	965
50 介護保険特別調整交付金	-	506	506
計	67,620	1,471	69,091

3 歳出

(款) 10 保険給付費

(項) 05 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 介護サービス 等給付費	1,289,250	0	1,289,250	1,471	0	△1,471	0
計	1,290,000	0	1,290,000	1,471	0	△1,471	0

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	1,290,000	0	1,290,000	1,471	0	△1,471	0
歳出合計	1,443,233	0	1,443,233	1,471	0	△1,471	0

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
05 特別徴収現年度分	△1,471	01 特別徴収現年度分更正減 △1,471

05 現年度分	965	05 介護保険災害等臨時特例国庫補助金 965
05 現年度分	506	05 介護保険特別調整交付金 506

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		財源振替
		01-05-02 介護サービス等給付費…………… 財源内訳更正

議案第 16 号

令和 2 年度箱根町育英奨学金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度箱根町の育英奨学金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		9,205	10,000	19,205
	05 繰越金	9,205	10,000	19,205
歳入	合計	23,000	10,000	33,000

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 基金積立金		959	10,000	10,959
	05 基金積立金	959	10,000	10,959
歳出	合計	23,000	10,000	33,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	9,205	10,000	19,205
歳入合計	23,000	10,000	33,000

2 歳入

(款) 20 繰越金

(項) 05 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	9,205	10,000	19,205
計	9,205	10,000	19,205

3 歳出

(款) 10 基金積立金

(項) 05 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 基金積立金	959	10,000	10,959	0	0	0	10,000
計	959	10,000	10,959	0	0	0	10,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 基金積立金	959	10,000	10,959	0	0	0	10,000
歳出合計	23,000	10,000	33,000	0	0	0	10,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
05 前年度繰越金	10,000	05 前年度繰越金追加 10,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	10,000	01-05-01 基金積立金追加…………… 10,000 (積立金) 24-51 育英奨学基金積立金追加 10,000

議案第17号

令和2年度 箱根町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条中「流域下水道建設負担金203,305千円」を「流域下水道負担金204,319千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額427,500千円」を「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額428,514千円」に、「建設改良積立金76,433千円」を「建設改良積立金77,447千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正額）	（計）
支 出				
第1款	資本的支出	1,195,100 千円	1,014 千円	1,196,114 千円
	第1項 建設改良費	821,918 千円	1,014 千円	822,932 千円
	（継続費）			

第4条 予算第5条及び既定の継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	宮城野浄水センター汚泥脱水設備改築工事委託	千円		千円	千円		千円
			330,000	元	92,000	334,000	元	92,000
				2	238,000		2	242,000
資本的支出	建設改良費	宮城野浄水センター1-3系水処理設備改築工事委託	千円		千円	千円		千円
			355,000	2	77,000	231,000	2	73,000
				3	278,000		3	158,000
資本的支出	建設改良費	湖尻ポンプ場機械電気設備改築工事委託	千円		千円	千円		千円
			317,000	2	93,000	168,000	2	93,000
				3	224,000		3	75,000

令和3年2月24日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

継 続 費 に 関 す る 調 書

款	項	事業名	全体計画					前年度 未だの 支払 義務 発生 (見 込) 額	当該年 度支 払 義務 発生 予 定 額	当該年 度未 だの 支 払 義務 発生 予 定 額	翌年度 以降の 支 払 義務 発生 予 定 額	継続費 の総額 に対す る進 捗 率	
			年度	年割額	左の財源内訳								
					国 補助金	県 補助金	企業債 当年度 損益勘 定留保 資金						
資本的支出	建設改良費	宮城野 浄水セ ンター 汚泥脱 水設備 改築工 事委託	補正前の額	元	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			2	92,000	50,600	41,400	0	92,000				27.9	
			計	238,000	130,900	107,100	0		238,000	330,000		72.1	
			2	330,000	181,500	148,500	0	92,000	238,000	330,000		100.0	
			補正額	元									
			2	4,000	2,200	1,800			4,000	4,000			
			計	4,000	2,200	1,800			4,000	4,000			
			補正後の額	元	92,000	50,600	41,400	0	92,000				27.5
			2	242,000	133,100	108,900	0		242,000	334,000		72.5	
		計	334,000	183,700	150,300	0	92,000	242,000	334,000		100.0		
		宮城野 浄水セ ンター 1-3系 水処理 設備改 築工事 委託	補正前の額	2	77,000	42,350	34,600	50		77,000	77,000		21.7
			3	278,000	152,900	125,100	0				278,000	78.3	
			計	355,000	195,250	159,700	50		77,000	77,000	278,000	100.0	
			補正額	2	△ 4,000	△ 2,200	△ 1,800			△ 4,000	△ 4,000		
			3	△ 120,000	△ 66,000	△ 54,000					△ 120,000		
			計	△ 124,000	△ 68,200	△ 55,800			△ 4,000	△ 4,000	△ 120,000		
			補正後の額	2	73,000	40,150	32,800	50		73,000	73,000		31.6
			3	158,000	86,900	71,100	0				158,000	68.4	
			計	231,000	127,050	103,900	50		73,000	73,000	158,000	100.0	
		湖尻ポ ンプ場 機械電 気設備 改築工 事委託	補正前の額	2	93,000	46,500	46,500	0		93,000	93,000		29.3
			3	224,000	130,900	107,100	0				224,000	70.7	
			計	317,000	177,400	153,600	0		93,000	93,000	224,000	100.0	
			補正額	2									
			3	△ 149,000	△ 74,500	△ 74,500					△ 149,000		
計	△ 149,000		△ 74,500	△ 74,500					△ 149,000				
補正後の額	2		93,000	46,500	46,500	0		93,000	93,000		55.4		
3	75,000		37,500	37,500	0				75,000	44.6			
計	168,000		84,000	84,000	0		93,000	93,000	75,000	100.0			

令和2年度箱根町公共下水道事業会計予算実施計画

資本的收入及び支出 収 入

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本的收入		767,600		767,600
	1	企業債	450,400		450,400
		1 建設改良債	450,400		450,400
	2	他会計補助金	34,900		34,900
		1 他会計補助金	34,900		34,900
	3	国庫補助金	282,000		282,000
		1 国庫補助金	282,000		282,000
	4	長期貸付金返還金	300		300
		1 排水設備設置等貸付金収入	300		300
	(当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額)		46,991		46,991
	(当年度分損益勘定留保資金)		304,076		304,076
	(建設改良積立金処分類)		76,433	1,014	77,447
	資本の支出財源計		1,195,100		1,196,114

支 出

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本の支出		1,195,100	1,014	1,196,114
	1	建設改良費	821,918	1,014	822,932
		1 管路施設建設改良費	113,140		113,140
		2 処理場建設改良費	396,003		396,003
		3 ポンプ場建設改良費	109,470		109,470
		5 流域下水道建設負担金	203,305	1,014	204,319
	2	企業債償還金	371,382		371,382
		1 企業債償還金	371,382		371,382
	3	長期貸付金	800		800
		1 排水設備設置等貸付金	800		800
	4	予備費	1,000		1,000
		1 予備費	1,000		1,000

令和2年度 箱根町公共下水道事業
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	千円
	当年度純利益	116,700
	減価償却費	672,969
	資産減耗費	76,220
	長期前受金戻入	△ 445,113
	未収金の増減	7,783
	貸倒引当金の増減	655
	未払金の増減	268
	賞与引当金の増減	1,118
	支払利息	66,015
	<u>小計</u>	<u>496,615</u>
	支払利息	△ 66,015
	<u>業務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>430,600</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 564,425
	無形固定資産の取得による支出	△ 185,744
	国庫補助金等による収入	256,387
	一般会計からの補助金による収入	34,900
	貸付金の支出	△ 800
	貸付金の回収による収入	300
	<u>投資活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 459,382</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の収入	450,400
	企業債償還の支出	△ 371,382
	<u>財務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>79,018</u>
	<u>資金増加額 (又は減少額)</u>	<u>50,236</u>
	<u>資金期首残高</u>	<u>179,537</u>
	<u>資金期末残高</u>	<u>229,773</u>

令和2年度 箱根町公共下水道事業予定貸借対照表
(令和3年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部	
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア	土地		2,543,275
イ	建物	1,141,716	
	減価償却累計額	<u>△ 145,251</u>	996,465
ウ	構築物	9,597,541	
	減価償却累計額	<u>△ 1,256,775</u>	8,340,766
エ	機械及び装置	3,204,414	
	減価償却累計額	<u>△ 1,026,370</u>	2,178,044
オ	工具器具及び備品	1,511	
	減価償却累計額	<u>△ 773</u>	738
カ	建設仮勘定		<u>198,865</u>
	有形固定資産合計		14,258,153
(2) 無形固定資産			
ア	電話加入権		1,371
イ	建設仮勘定		1,323,280
ウ	その他無形固定資産		<u>102,455</u>
	無形固定資産合計		1,427,106
(3) 投資その他の資産			
ア	長期貸付金		<u>1,263</u>
	投資その他の資産合計		<u>1,263</u>
	固定資産合計		15,686,522
2 流動資産			
(1)	現金預金		229,773
(2)	未収金		
ア	営業未収金	140,108	
イ	営業外未収金	7,949	
ウ	その他の未収金	24	
	貸倒引当金	<u>1,332</u>	146,749
	流動資産合計		<u>376,522</u>
	資産合計		<u>16,063,044</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債		<u>5,049,117</u>	
固 定 負 債 合 計			5,049,117

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債		354,653	
(2) 未 払 金		68,927	
(3) 引 当 金		7,176	
(4) 預 り 金		<u>540</u>	
流 動 負 債 合 計			431,296

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金			
ア 国 庫 補 助 金	4,836,935		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 805,794</u>	4,031,141	
イ 県 補 助 金	810,513		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 195,082</u>	615,431	
ウ 他 会 計 補 助 金	2,620,613		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 470,480</u>	2,150,133	
エ 受 贈 財 産 評 価 額	1,117,303		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 256,090</u>	861,213	
長 期 前 受 金 合 計		<u>7,657,918</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>7,657,918</u>
負 債 合 計			<u><u>13,138,331</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金		594,333
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
ア 国 庫 補 助 金	13,055	
イ 県 補 助 金	594	
ウ 他 会 計 補 助 金	1,033,686	
工 受 贈 財 産 評 価 額	<u>1,014,152</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		2,061,487
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 建 設 改 良 積 立 金	23,633	
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>245,260</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>268,893</u>
剰 余 金 合 計		<u>2,330,380</u>
資 本 合 計		<u>2,924,713</u>
負 債 資 本 合 計		<u>16,063,044</u>

